

寒冷地農業振興に家畜の導入

本県積寒単作地帯へ乳牛，和牛60頭の貸付内示

特殊条件下において土地利用度が低くかつ土地生産力も小さい，単純な主穀農業を繰り返している不安定な寒冷地の農業経営を有畜又は主畜経営化への転換と，土壌条件の整備によって安定させようとするねらいから，国は32年度新規事業としてかかる地帯に，国有の家畜（乳牛及び和牛）及びトラクターを貸付することになった。差し当り積寒一部指定（中北部）県である本県に対しては乳牛1群（開拓地）和牛2群（開拓地1群，一般農家1群）の貸付割当があった（附1群20頭）

そこで県としては農林省で規定した「家畜及びトラクターの導入による寒冷地農業振興対策要綱」に基いて県内の貸付適地を選定し今後貸付農家群の経営改善に濃密な指導を行うことになった。同要綱の要点は次のとおりである。

家畜及びトラクターの導入による寒冷地農業振興対策要綱

第一 方針

一般に寒冷地における農業経営は，農耕期間が短かく土地利用の制約があり，適期作業が必要なため労働需要が一時に集中する。また特に畑作農業においては地力収奪の農法が行われ，地力低下の傾向が甚しく，生産力は停滞している。従って，農業経営は不安定に陥りやすく，農業所得は低位にあり，屢々蒙る冷害の影響は深刻である。

寒冷地農業のこのような現状を打破して農業経営安定と拡大再生産を期するためには，労働手段の高度化，飼料作物，根菜作物の導入による作付体系の改善，有機物の増投と深耕による地力の培養等を図ることが望ましく，このために家畜及び農業機械の導入を根

幹とする施策を必要とする。

以上の施策を推進するため，国は，32年度から国有の乳牛，和牛及び中型ホイールトラクターの貸付を行うとともに，牧草及び飼料作物を計画的に導入した輪作方式の確立を図るものとする。

なお，この対策は寒冷地帯における新農村建設事業，小団地土地改良，土層改良事業，草地改良事業，農地集団化事業，開拓営農対策等，他の諸施策とを総合的に勘案して実施すれば，その効果は一層著しいものと考えられるので，これらの事業との調整に特に留意するものとする。

第二 事業実施対象地域の選定

事業実施地域は，道府県知事の申請により，次の基準に適合するものを選定するものとする。

（1）積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く指定地域内の主要普通畑作地帯であつて原則として1年1作，2年3作又は夏作雑穀作及びこれらに準ずる低位生産地帯であること。

（2）畑地率がおおむね40%以上の農林漁業地域（予定地域を含む。）（昭和31年4月6日新農山漁村建設総合対策要綱による）であること。

（3）（4）略

（5）耕種農業による収益が低く，他に適当な農業収入の道が少い地域であること。

（6）略

和牛のみ導入する地域の選にあたっては，（2）の基準に適合する地域のほか，畑地率40%以下であつても，裏作可能水田面積が，60%以上ある地域をも選定の対象として差支えなく，また（3）及び（4）の基準に適合することは必ずしも必要としない。

岡山畜産便り1957.07

第三 国有の乳牛及び和牛の貸付

1. 貸付の方法

(1) 国は、乳牛又は和牛を道府県に一括貸付けるものとし、道府県は、第二の基準により選定された地域内における農家群（おおむね20戸程度）を指定し、これらの農家に対し農業協同組合を通じて再貸付する。

(2) 国は、国有の乳牛又は和牛の貸付をうけた農家の経営形態の確立をまって、乳牛については5年以内、和牛については3年以内に原則として現物で返済させる。

2. 貸付すべき農家群の指定

第二の基準により選定された地域内において次の条件を満すものを指定するものとする。

(1) 農家群を構成する農家が自主的協同組織を有し、かつ、家畜導入に対する意欲がおう盛で経済的な家畜の飼養管理を行う能力があること。

(2) 農家群、構成する各農家が、所要飼料養分量の80%程度を自給するに必要な牧草及び飼料作物の作付を行いうること。

第四 事業実施の指導体制

この事業は、関係機関の密接な連絡協調によって、より一層の効果を期待しうることにかんがみる。

(1) 道府県においては、主務部長を中心に庁内関係部課長、専門技術員、農業試験場、種畜場等による運営委員会を組織し、この事業実施の基本方針、対象地域の選定、農家群の指定その他重要事項を協議するものとする。

関係部長、農業試験場及び専門技術員は、技術上、経営上の現地調査及び現地試験を行い、本事業の適切な実施を期するものとする。

(2) 略

(3) 本事業に関する現地指導については、農業改良普及員及び開拓営農指導員が家畜保健衛生所職員、市町村、関係団体の技術者等と協力し、次の方法により活動を行うものとする。

(イ) 農業改良計画及び本事業実施の基本方針に基

き、対象地域について新たに普及計画を樹立し、これに基いて現地指導を行う。

(ロ) 家畜及びトラクターを導入する農家群については、可及的に営農設計の樹立、記帳等を行わせ、特別に濃密な指導を行う。

(ハ) (ロ) の農家群の内1戸ないし数戸を選定して農業改良指導施設を設置し、普及活動の拠点とする。

(4) この事業の効果をより一層高めるため、既存の自主的協同組織の活用をはかるとともに、必要がある場合には、指定農家群その他利用者に耕作利用組合を組織するよう指導するものとする。

第五 事業促進のための融資措置

(1) 牧草及び飼料作物の栽培に要する土壌改良資材及び種子の購入費に対し農業改良技術導入資金の貸付を行う。

(2) 畜舎、堆肥舎、サイロの設置、エンシレージカッターの購入に要する経費に対して、農林漁業金融公庫資金の融資を行う。

(3) 中型ホイールトラクターの賃耕料に対して農業改良資金の融資を行う。

(M・A)